

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、愛媛県介護・障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業費補助金審査等業務（以下「委託業務」という。）を、別添愛媛県介護・障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業費補助金審査等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託料）

第3条 甲は、乙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。

（委託期間）

第4条 委託期間は、契約締結日から令和7年7月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、金_____円とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（契約不適合責任）

第8条 甲が、乙の作成した成果品、あるいは乙の作業に対し種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであると認めたときは、甲は、乙に対して相当の期限を定めて履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるものとする。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができるものとする。

（1）履行の追完が不能であると認められるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（実施状況の把握等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（報告及び完了検査）

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書（以下、「完了報告書」という。）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払い)

第11条 前条第2項の検査終了後、甲は、乙からの支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(支払い及び検査の遅延)

第12条 甲は、その責めに帰すべき理由により、前条の期間（以下、「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかったときは、約定期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）による割合を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、第10条第2項の検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（以下、「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第2項に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その理由を付した書面をもって、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき
- (2) この契約に違反したとき
- (3) 委託業務を遂行することが困難であると認められるとき
- (4) 次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、甲は委託料の全部若しくは一部を支払わないものとする。

4 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない時は、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(費用負担)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広 

乙

